

【議 題 1】

**令和5年度岩手支部保険料率について**

---

# **I . 令和5年度保険料率について 【医療分】**

## 1. これまでの議論の経緯

- 平成29年12月19日の運営委員会に、理事長より「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えが示されている。
- 令和5年度の保険料率については、高齢化の進展による医療費の増大や後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること、また新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の悪化等、協会けんぽの財政は今後も予断を許さない状況にあることを説明したうえで、運営委員会で議論が進められた。
- 運営委員会においては、一部引き下げに係る意見もあったが、全体としては平均保険料率10%維持の意見が多数を占めた。事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えて、やむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる（運営委員の主な意見は、3～4ページ参照）
- 支部評議会においては、理事長の現時点における考えを説明したうえで、特段の意見があれば意見書を提出することとしているが、全支部から意見書の提出があり、平均保険料率10%の維持が39支部、維持と引き下げの両方の意見のある支部が7支部、引き下げるべきが1支部となっている。（5ページ参照）
- また、保険料率の変更時期については4月納付分（3月分）以外の意見は、なしであった。

## 2. 協会としての対応

- ① 平均保険料率について  
**令和5年度の平均保険料率は10%を維持する**
- ② 保険料率の変更時期について  
**令和5年4月納付分（3月分保険料）からとする**

## 令和5年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

### 1. 平均保険料率及び準備金

- 今回、事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えてやむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる。事業主の立場としては、非常に厳しい経営環境となっているため、少しでも保険料率を下げてもらいたいという悲痛な声が多く寄せられている一方、将来のことを考え、安定的に制度運営をしてほしいという声もある。

現状の推計では、いつかは準備金が枯渇することしか示されず、その後の展望がない。財政を支える現役世代が増加する見込みはなく、事業主・被保険者双方で保険料率10%が限界と考えている中では、収入を増やすことは極めて困難である。

そのような中、事業主・被保険者の声に応えていくためには、医療費適正化の手段を示し、協会けんぽが将来的に持続可能であるということをはっきりと示すことしかない。専門家、事業主、被保険者、そして国の様々な目線からの議論と検証を重ね、医療費適正化に向けたガイドラインを作成し、将来的に持続可能な健康保険の姿を早期に示す必要があり、是非とも取り組んでいただくようお願いしたい。

その議論のためには、事業主・被保険者などの関係者が、現状や将来の予測について正しく認識することが重要であり、引き続き、広報にも力を注いでいただくようお願いしたい。

- 保険料は企業業績に関係なく負担が必要であるため、その上昇は家計と企業経営にマイナスの影響を及ぼす。準備金が積み上がっていることを考えると、保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、今後、後期高齢者支援金等が増加する状況を考慮すると、保険料率の現状維持はやむを得ない。また、併せて、給付の抑制という視点が不可欠である。

## 令和5年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見（続き）

### 1. 平均保険料率及び準備金

- 今後の後期高齢者支援金の急増等により、協会けんぽの財政状況を憂慮すべきとの点は理解する。コロナ禍での事業継続や原油高、材料高騰の様々な課題があり、中小企業は大変苦しい状況にある。全国中小企業団体中央会では、中小企業の課題に関する国や関係機関への要望として、協会けんぽの保険料率の引き下げと国庫補助率の引き上げについて決議した。

中小企業と従業員の厳しい経済状況を踏まえた上で、協会けんぽの制度を安定的に維持していくために、本来は少しでも保険料率を引き下げ、国庫補助率を現行の16.4%から引き上げていただきたいが、現実として国庫補助率の引き上げが難しいということであれば、平均保険料率を安易に引き上げるのではなく、できる限り現在の平均保険料率10%を維持することをお願いできればと思う。

なお、保険料率の変動時期は4月納付分からで異論はない。

- 準備金について、準備金残高が積み上がっていることについては、医療保険を運営していくために安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できる。しかし、上限をどう考えるかについては意見が出ているところであり、予算精度にも課題がある。単年度財政の仕組みであることや保険料収入、保険給付費等の見通しなどを踏まえ準備金のあり方についての検討も行っていただきたい。

### 2. 保険料率の変更時期

- 令和5年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

## 令和5年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和4年10月に開催した各支部の評議会での意見については、

- 医療費の伸びが賃金を上回る赤字構造や、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること等、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率 10 %を超えないようにということを基本に考えている
- 協会の財政について、「大きな変動がない限り、中長期考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないことについて評議会でも説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。  
意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 0支部(2支部)

※( )は去年の支部数

意見の提出あり 47支部(45支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 39支部(31支部)

←岩手支部意見は①に該当

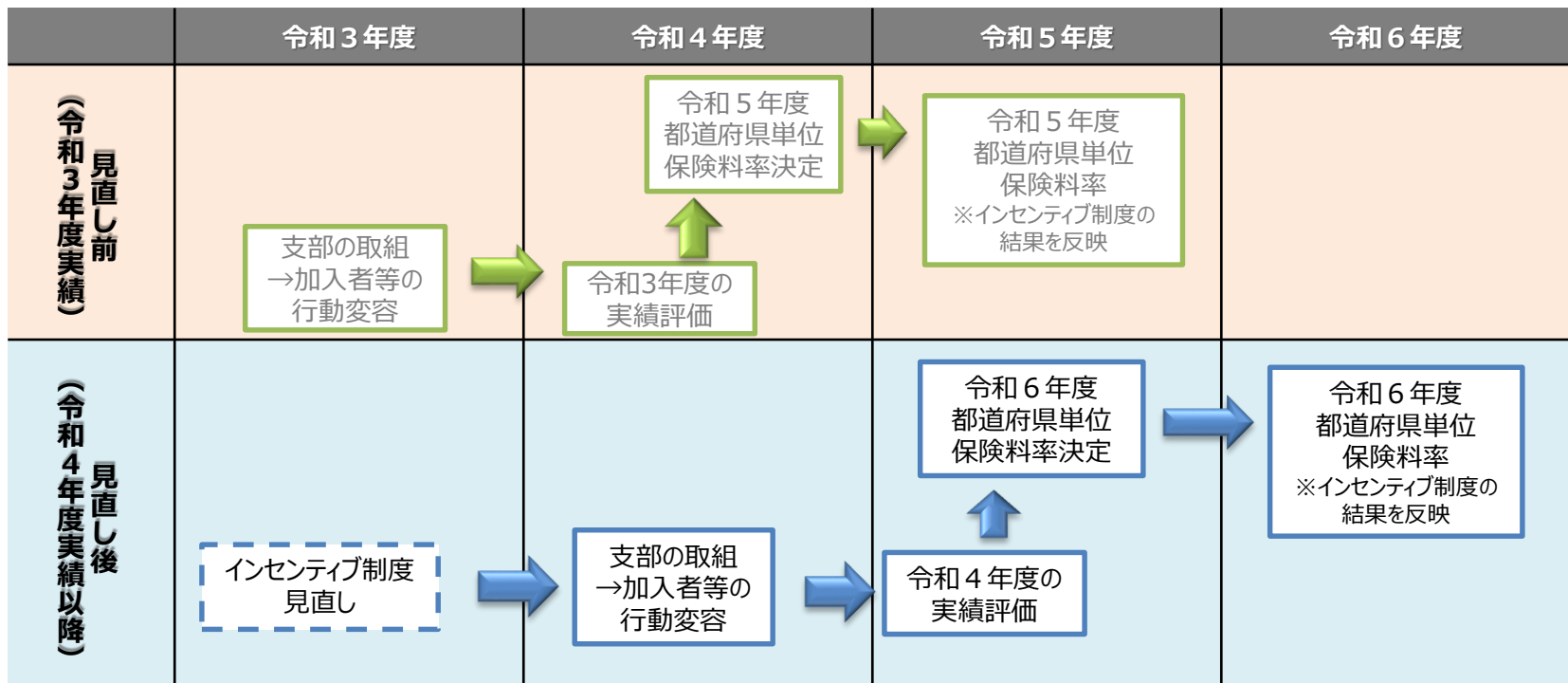
② ①と③の両方の意見のある支部 7支部(10支部)

③ 引き下げるべきという支部 1支部(4支部)

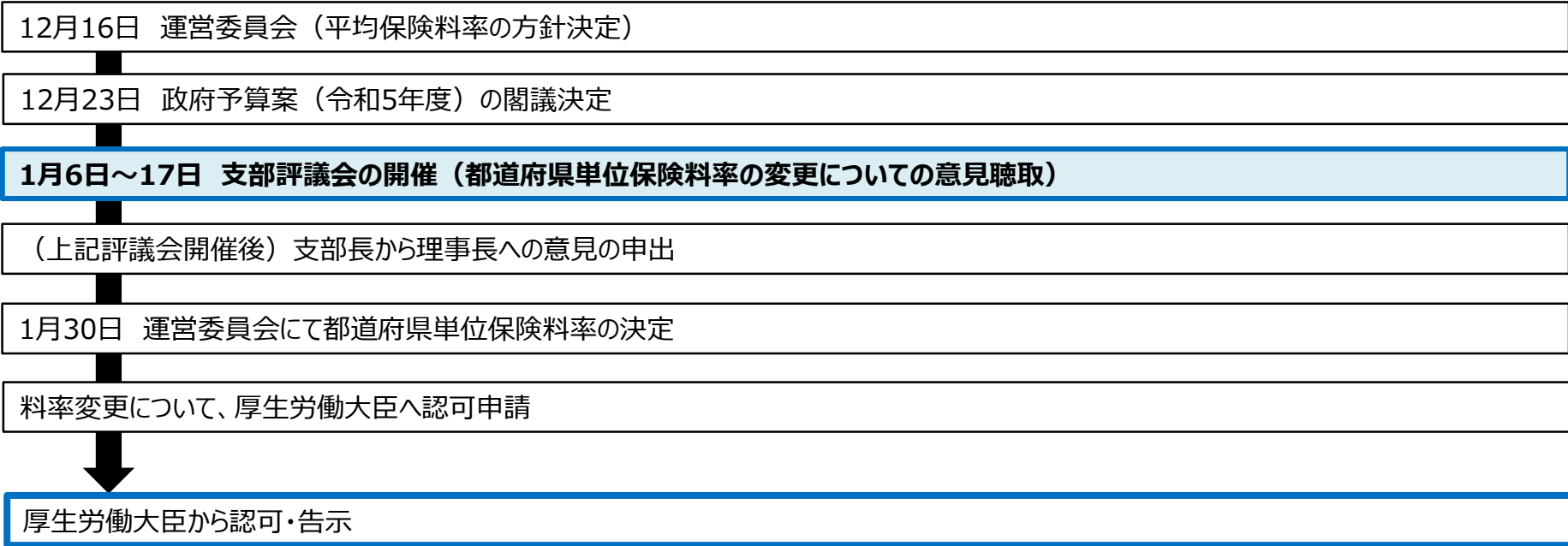
※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

## インセンティブ保険料率について

- インセンティブ制度は、支部ごとの加入者及び事業所の行動等を評価し、その結果に基づき、インセンティブを付与し、翌々年度の都道府県単位保険料率に反映させる制度で、平成30年度より運用を開始している。
- 令和3年度には、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、運営委員会及び評議会から制度の見直しに関するご意見もいただき、インセンティブ制度の見直しを行なった。見直し後のインセンティブ制度については、令和4年度実績に基づく令和6年度のインセンティブ保険料率から反映することとなる。
- 令和3年度実績については、見直し前の評価指標の実績値に基づき算出を行った。  
なお、令和3年度実績に基づく令和5年度のインセンティブ保険料率は、法令に基づき千分の〇・一（0.01%）に引き上げることとなる。



## 都道府県単位保険料率決定までスケジュール（予定含む）



### 《参考》

#### ◎健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、**都道府県単位保険料率の変更が必要と認められる場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。**
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときには、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。



## 協会けんぽ全体の収支見込（医療分）

※令和5年度平均保険料率10.0%の場合の見込

(単位：億円)

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	R5年度保険料率： 10.00%
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	○R5年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

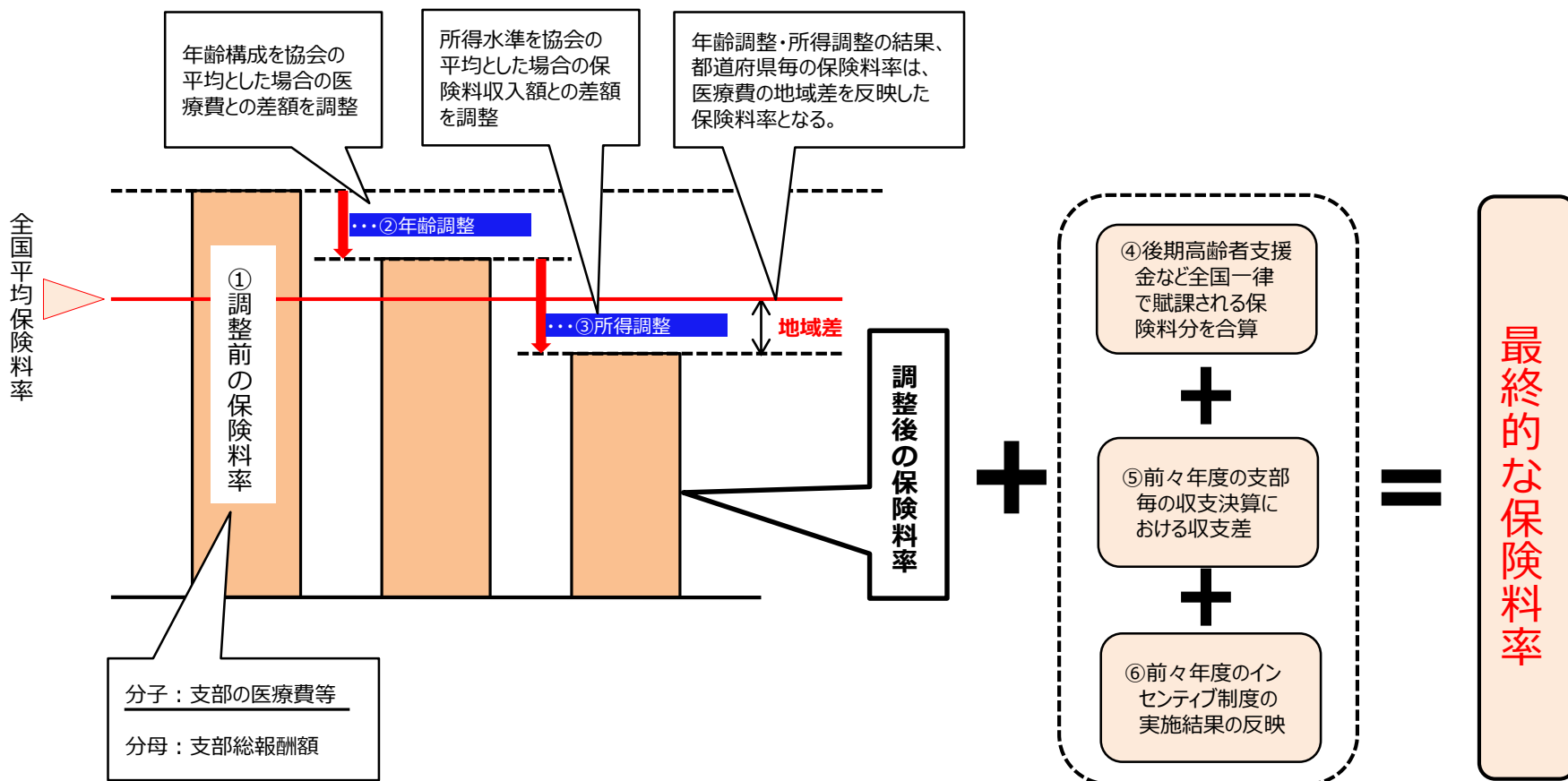
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

- 令和5年度協会けんぽの収支見込については、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（診療報酬改定、薬価改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は2,100億円、令和5年度末時点での準備金残高は5兆円が見込まれる。
- 収入について、収入総額は令和4年度（直近見込）から900億円の減少となる見込み。主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）の影響による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。
- 支出について、支出総額は令和4年度（直近見込）から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大による加入者数の減少等によって150億円減少する。「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、支援金が増加すること、令和4年度にはあった拠出額の戻り分の影響が、令和5年度は少ないこと等によって1,870億円増加する。「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算（国庫特例減額措置分）による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

## 都道府県単位保険料率決定のプロセス・イメージ

- 地域の年齢構成や所得水準を考慮することなく、医療費をそのままその都道府県単位保険料率に反映させると、年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高く、保険料率も高くなる。また、所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。
- このため、都道府県単位保険料率の設定に当たっては、その地域の年齢構成や所得水準の違いをそのまま料率に反映させるのではなく、年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整した上で、各都道府県単位保険料率を設定することとなっている。

### 保険料率決定の大まかなイメージ（年齢構成における高齢者の割合が高く、所得水準が低い岩手支部の場合）



# 令和5年度 岩手支部の保険料率について

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

## ①医療給付費についての調整前保険料率

5.996%

※計算方法の詳細は12～13ページを参照

- 年齢調整 …… 年齢構成を全国と同じとした場合の支部の医療費との差額を調整するもの
- 所得調整 …… 所得水準を協会全体の平均とした場合の医療費の差額を調整するもの

調整計  
▲0.89%

②年齢調整 ▲0.32%  
③所得調整 ▲0.57%

- 岩手支部における令和3年度のインセンティブ制度実施結果は、0.010%料率を引き上げる方向に作用（上部23支部に入らなかったため）

## 医療給付費についての調整後保険料率

5.111% **ア**  
(前年度比-0.014%)

## ④共通保険料率 (全国一律の部分)

4.64% **イ**  
(前年度比-0.07%)

現金給付費 業務経費 一般管理費  
前期高齢者納付金 後期高齢者支援金 等

## ⑤前々年度精算分

0.004% **ウ**  
(前年度比-0.062%)

R3年度の支部毎の  
収支決算における収支差

## ⑥インセンティブ分

0.010% **エ**  
(前年度比+0.003%)

R3年度のインセンティブ  
制度実施結果

**ア + イ + ウ + エ**

## 令和5年度における岩手支部 保険料率

**9.77%** (小数点以下第3位四捨五入)

### 《参考》

- 実際の保険料額  
岩手支部における平均の標準報酬月額26万円の場合（R4.9月時点）※介護保険料を除く
  - ・令和4年度料率9.91%⇒25,766円（折半額12,883円）
  - ・令和5年度料率9.77%⇒25,402円（折半額12,701円）
- **令和4年度と比較し、1ヶ月で364円（折半額182円）の減額**

【※令和4年度9.91%、前年度比-0.14%】

# 令和5年度 岩手支部保険料率 計算方法の詳細

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

## ① 医療給付費についての調整前保険料率

(百万円)

	R4年度	R5年度	差
岩手支部医療給付費 (料率セット時見込み)	54,837	53,818	▲1,019

$$\frac{\text{岩手支部医療給付費}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{53,818,379,564\text{円}}{897,564,349,769\text{円}} = 5.996\%$$

【前年度比-0.019%】

(百万円)

	R4年度	R5年度	差
岩手支部総報酬額 (料率セット時見込み)	911,740	897,564	▲14,176

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

## ② 年齢調整

- 全国平均の加入者1人当たり医療給付費×岩手支部加入者数

$$= 132,219円 \times 402,620人 \div 53,233,848,087円 \dots \textcircled{ア}$$

- 全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費に、岩手支部年齢階級別の加入者数を乗じた額を合計した額

年齢構成	全国平均の医療給付費 (令和5年度見込み)	岩手支部加入者数 (令和5年度見込み)	医療給付費×加入者数
0～4 歳	180,992	15,589	2,821,403,675
5～9 歳	81,291	20,334	1,652,987,449
10～14 歳	69,642	22,637	1,576,451,615
15～19 歳	61,325	24,533	1,504,508,696
20～24 歳	58,989	22,836	1,347,066,313
25～29 歳	71,166	21,748	1,547,695,929
30～34 歳	80,825	24,493	1,979,637,082
35～39 歳	86,583	30,404	2,632,487,559
40～44 歳	96,388	34,768	3,351,226,034
45～49 歳	116,232	38,506	4,475,607,531
50～54 歳	146,073	35,541	5,191,596,701
55～59 歳	184,124	34,265	6,309,075,375
60～64 歳	228,710	36,210	8,281,496,256
65～69 歳	284,826	25,472	7,254,949,261
70～74 歳	402,290	15,285	6,148,802,803
合計		402,620	56,074,992,280

- 年齢調整額 =  $\textcircled{ア} - \textcircled{イ} = \blacktriangle 2,841,144,192円$

$$\text{● 年齢調整率} = \frac{\text{年齢調整額}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{\blacktriangle 2,841,144,192円}{897,564,349,769円} \div \blacktriangle 0.32\% \text{【前年度比}\pm 0\% \text{】}$$

岩手支部は高年齢者の構成比が全国平均より高いため、年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

### ③所得調整

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{aligned} & \text{全国の医療給付費合計} \times \frac{\text{岩手支部総報酬額}}{\text{全国の総報酬額}} \\ & = 5,335,167,868,498\text{円} \times \frac{897,564,349,769\text{円}}{99,488,993,520,000\text{円}} = 48,132,525,110\text{円} \dots \textcircled{ウ} \end{aligned}$$

- 全国平均の加入者1人当たり医療給付費に岩手支部加入者数を乗じた額

$$= 132,219\text{円} \times 402,620\text{人} \div 53,233,848,087\text{円} \dots \textcircled{エ} \text{ (前ページの㉞と同じ)}$$

- 所得調整額 =  $\textcircled{ウ} - \textcircled{エ} = \blacktriangle 5,101,322,977\text{円}$

- 所得調整率 =  $\frac{\text{所得調整額}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{\blacktriangle 5,101,322,977\text{円}}{897,564,349,769\text{円}} \div \boxed{\blacktriangle 0.57\%}$   
【前年度比±0%】

岩手支部は所得水準が全国平均より低いため、所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

#### ④ 共通保険料率（全国一律の部分）

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

共通料率（A + B - C）	4.64 % 【前年度比 -0.07%】
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.10 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.36 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

##### 【第2号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第2号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 4.10\%$$

※第2号経費・・・現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等

##### 【第3号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第3号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.56\%$$

※第3号経費・・・業務経費、一般管理費、準備金積立等

##### 【収入等の率】

$$= \frac{\text{全国計の収入等見込額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.02\%$$

※収入等見込額・・・日雇い保険料収入、雑収入等

## 参考：都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和5年度見込み）

### 【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,335,168
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拋出金を除く）	523,060
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,560,051
・前期高齢者納付金	1,334,052
・後期高齢者支援金	2,225,931
・退職者給付拋出金	61
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	221,356
・一般管理費（国庫負担を除く）	53,155
・貸付金	88
・雑支出	23,542
・準備金積立て	213,226
*事務経費・雑支出（国）	44,736
合 計	9,974,382

### 【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,951,772
その他収入	
・貸付金返済収入	88
・雑収入	17,921
*日雇特例被保険者保険料収入	1,355
*雑収入等（国）	3,245
合 計	9,974,382

- ・ \*については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。



## ⑤前々年度精算分

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

※令和5年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和3年度の都道府県支部毎の収支決算における収支差について精算する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{精算部分の保険料率換算} &= \frac{\text{令和3年度岩手支部収支差}}{\text{令和5年度岩手支部総報酬額}} \\ &= \frac{-38,611,992\text{円}}{897,564,349,769\text{円}} \\ &= \mathbf{\blacktriangle 0.004\dots\%} \quad \text{【前年度比0.062\%】} \end{aligned}$$

令和3年度の岩手支部の収支差は、マイナス約38,611千円（当初の見込みよりマイナス。つまり収支が見込みより悪かった。）となっており、その分について、令和5年度において保険料率を**引き上げる**事となる。

## ⑥インセンティブ分

※令和5年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和3年度のインセンティブ制度の実施結果を反映させることとなる。

$$\begin{aligned} \text{インセンティブ部分の保険料率換算} &= \frac{\text{令和3年度インセンティブ制度による加減算額}}{\text{令和5年度岩手支部総報酬額}} \\ &= \frac{89,351,538\text{円}}{897,564,349,769\text{円}} \\ &= \mathbf{+0.010\dots\%} \quad \text{【前年度比+0.003\%】} \end{aligned}$$

令和3年度のインセンティブ制度の実施による加減算額は、プラス約89,352千円となっており、その分、令和5年度において保険料率を**引き上げる**事となる。

# 全国における岩手支部の位置

令和5年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1

9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

20

26

岩手支部

全国で12番目に低い保険料率  
(令和4年度は17番目に低かった)

令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化  
(暫定版)

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.01	+15	1
0.00	0	1
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	1
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

13

岩手支部

33

注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度よりも上がったことを、  
「▲」は下がったことを示している。  
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）  
の増減である。

## Ⅱ. 令和5年度保険料率について 【介護分】

# 介護保険料率について

## 収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 （R4年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （R4年12月）	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	⇒ + 641
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

- 介護保険料率は、単年度で収支が均衡するよう介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出され、令和5年度の介護納付金の金額や令和4年度末に見込まれる不足分等を勘案すると、令和5年度の介護保険料率は前年比0.18%増の1.82%となる。
- 令和5年度の介護納付金については、前々年度の概算額を精算した際の戻り額（令和3年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額：▲1,373億円）の影響により、介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加等により概算額が増加し、令和4年度との比較では641億円の増となる。